

# 重要事項

## 1. 事業者概要

事業者名	株式会社FREEDOM
所在地	松山市北条辻20番地6田辺医院臨床研究棟内
代表取締役	西岡誠剛
連絡先	TEL 050-3184-9990 FAX 050-3488-8455

## 2. 事業所概要

事業所名	訪問看護ステーション <sup>きら</sup> kira
所在地	松山市北条辻20番地6田辺医院臨床研究棟内
連絡先	TEL 050-3184-9990 FAX 050-3488-8455
管理者名	西岡誠剛
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険事業所指定番号	3860192768号

## 3. 事業目的・基本方針

指定(介護予防)訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定(介護予防)訪問看護の提供を確保することを目的とします。介護保険法における指定(介護予防)訪問看護サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、より充実した日常生活を営むことができるよう、その療養生活の支援・診療上の補助を行うとともに、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は質の向上を目指すことを計画的に行うこととします。

## 4. 通常の事業の実施地域

松山市（島嶼部を除く）、東温市、伊予郡松前町

※上記地域以外でもご相談に応じます。

## 5. 営業日・営業時間及びサービス提供時間

営業日：月曜日～日曜日

営業時間：9時00分～18時00分

但し、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

※営業時間外での利用をご希望される場合は相談下さい。

※緊急対応を希望されている利用者様については24時間対応とします。

## 6. 職員体制等

(1) 職員体制

令和6年11月1日現在

資格	常勤	非常勤	計
看護師	3名 (うち1名は管理者兼務)	0名	3名
准看護師	0名	1名	1名

## (2) 職務内容

管理者：事業所の職員の管理および業務の管理を行います。

看護職員：看護職員等（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護職員等は、サービスの提供に当たる。

## 7. 指定(介護予防)訪問看護の内容

介護保険法に定める居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づいたサービスを、(介護予防)訪問看護計画書の内容に沿って行います。また、居宅介護支援事業者等及び保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密な連携に努め、適切なサービス提供を行います。

### (1) サービス開始方法

- ① 医師の交付した指示書に伴い居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて看護師等は(介護予防)訪問看護計画書を作成し、これに従い計画的にサービスを実施します。
- ② サービスの内容や提供方法等の変更がある場合には、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、主治医に相談の上、(介護予防)訪問看護計画書の変更等の対応を行います。

### (2) サービス内容

- 病状観察 ■清潔支援 ■人工呼吸器管理 ■気管切開チューブ管理
- 褥瘡・創傷処置 ■中心静脈栄養管理（体外式・埋め込み式） ■血糖・インシュリン管理
- ストーマ管理（コロストーマ・ウロストーマ） ■腹膜透析（CAPD・APD）
- 疼痛管理（麻薬管理） ■在宅酸素療法支援 ■ターミナルケア
- リハビリテーション ■認知症ケア ■介護支援・相談

## 8. 利用料金

- (1) サービス利用料金は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。
- (2) 利用者負担金は、介護報酬から利用者がサービスを利用して受けられる保険給付(介護給付・予防給付)を引いた分となります。
- (3) サービス利用料金の詳細は「料金説明」のとおりとします。

## 9. 利用料金支払方法

毎月のご利用料金のお支払いは、口座振替または現金払いからお選びいただけます。

### ・口座振替

月末に集計し翌月10日過ぎに請求書をお持ちします。ご指定いただいた金融機関の口座より25日に振替させていただきます。なお振替日が土日祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。振替確認後、領収書を発行致します。

### ・現金払い

月末に集計し翌月10日過ぎに看護職員が請求書をお持ちします。集金後、領収書を発行致します。

## 10. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密および個人情報を、正当な理由がなく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約期間中及び契約終了後、また職員については退職後も継続します。
- (2) 利用者の個人情報をを用いる場合は、利用者の同意・利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得た場合は、前項の規定にかかわらず居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連絡調整・サービス担当者会議等その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用できるものとします。

### 11. 緊急時・事故発生時の対応

- (1) 看護師等は、指定(介護予防)訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて処置を行います。また、速やかに主治医に連絡し指示を求める等、必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、サービス提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族や、当該利用者に係わる主治医及び居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等の関係機関に必要に応じた報告と連絡を行います。この場合において、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、その原因を解明し再発防止策を講じます。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

### 12. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携に努めます。

### 13. 利用者への不適切な対応防止

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

### 14. サービス提供のキャンセル

訪問看護サービスのキャンセルにつきましては利用予定日の前日（休日を除く）までにご連絡ください。

※キャンセル料は発生いたしません。

連絡先：TEL 050-3184-9990

担当者：西岡誠剛

受付時間：月～日曜日、9時00分～18時00分

但し、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

## 15. サービス提供の相談・苦情

サービスに関する相談、苦情及び要望等について迅速かつ適切に対応するため事務所に管理者を窓口として相談・苦情対応窓口を設置します。苦情等の内容については誠意をもって解決に臨み、対応内容は記録の上、その完結の日から5年間保存し、居宅サービス事業者等として必要に応じた対応策や再発防止に努めます。

訪問看護ステーション <sup>きら</sup> Kira 担当：西岡誠剛	所在地 松山市北条辻20番地6 電話 050-3184-9990 受付日時 月曜日～日曜日 9時00分～18時00分 年末年始（12月30日～1月3日）を除く
松山市介護保険課	所在地 松山市二番町4丁目7番地2 電話 089-948-6968 受付日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日を除く)
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101番地1 電話 089-968-8700 受付日時：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日を除く)
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 松山市持田町3丁目8番15号 電話 089-998-3477 受付日時 月曜日～金曜日 9時00分～12時00分 13時00分～16時30分(祝日を除く)